

## 練馬区ひとり暮らし高齢者等実態調査事業業務委託

### 事業者募集要領

#### 1 目的

本要領は、「練馬区ひとり暮らし高齢者等実態調査事業業務委託」についての適切な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 業務概要

- (1) 件名 令和7年度練馬区ひとり暮らし高齢者等実態調査事業業務委託
- (2) 事業概要 「ひとり暮らし高齢者等実態調査について」(別紙1)
- (3) 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで  
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高3年(更新2回)の随意契約を行うことができる。
- (4) 履行場所 区が指定する場所
- (5) 業務内容 仕様書(別紙2)による
- (6) 対象者 75歳以上のひとり暮らし世帯  
(令和7年度)  
※介護保険サービス利用者および生活保護受給者などを除く
- (7) 概算経費 27,402,000円(消費税10%含む)  
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

#### 3 参加資格および欠格条項

##### 3-1 参加資格

練馬区または他の自治体で介護予防把握事業受託実績、高齢者保健福祉計画に伴う高齢者実態調査受託実績もしくはこれらに類似する業務実績があること

##### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日

練総経発第394号)による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 4 選定方法

### 4-1 日程(予定)

募集要領等の公表(区報、ホームページ)	令和6年11月11日(月)
応募事前申込書の提出期限	令和6年11月20日(水)
質問期間	令和6年11月20日(水)～22日(金)
質問回答日	令和6年11月29日(金)
経営診断に必要な書類等の提出期間 (応募書類Ⅰ)	令和6年11月22日(金)～12月6日(金)
それ以外の全ての書類の提出期間 (応募書類Ⅱ)	令和6年11月29日(金)～12月13日(金)
一次審査(書類審査)結果通知※	令和7年1月上旬頃
二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和7年1月24日(金)
結果通知	令和7年2月中旬頃

※応募事業者が多数の場合は、一次審査を実施します。

### 4-2 応募事前申込書

応募を予定している団体は、以下のとおり書類をメールでご提出ください。提出の翌営業日までに、受領の連絡をします。

- (1) 提出書類  
    応募事前申込書(様式1-1)
- (2) 提出期間  
    令和6年11月11日(月)～20日(水)午後5時まで
- (3) 提出先  
    練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係  
    メール: KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp

### 4-3 質問回答

募集に関する質問は質問票(別紙3)に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和6年11月20日(水)～22日(金) 午後5時

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (2) 質問方法 電子メールのみ  
※質問メールを送付した旨を担当部署まで電話で連絡すること。
- (3) 担当部署 練馬区高齢施策担当部高齢者支援課管理係  
(電話) 03-5984-4582  
(電子メール) KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和6年11月29日(金)までに、事業者名を伏せたうえで、区ホームページに公表する。

#### 4-4 応募方法および提案書等の提出

**応募する事業者は、「応募事前申込書」を提出したうえで、【令和6年12月4日(水)】までに8「問合せ先」へ連絡の上、指定された受付日・時間に応募書類を持参して下さい。**

プロポーザル参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 経営診断に必要な書類 令和6年11月22日(金)～12月6日(金)  
それ以外の全ての書類 令和6年11月29日(金)～12月13日(金)  
いずれも午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)  
※事業者選定にあたっては、経営診断を行います。
- (2) 提出方法 事前に電話連絡のうえ、提出場所に持参すること(郵送は不可とする)
- (3) 提出場所 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階  
高齢施策担当部高齢者支援課管理係
- (4) 提案書等の差し替えおよび再提出  
受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 4-5 提出書類

「提出書類一覧表」(別紙4)のとおり(原則A4サイズ左綴じ)

(応募書類I)

- 1) 応募申請書(様式1-2)
- 2) 経営診断に必要な書類  
※提出できない書類がある場合は、その理由を記載した文書を提出すること。
  - ア 法人登記事項証明書(応募提出日の3か月以内に発行されたもの、写しで可)
  - イ 定款(最新のもの)
  - ウ 会計に関する経理規定(最新のもの)
  - エ 収支報告書(直近1年分)
  - オ 決算報告書(過去3年分)  
※貸借対照表等の税務申告書類一式(勘定科目内訳明細書を含む)、営業報告書  
または事業概況書(税務署に提出したものの写し。作成していない場合は事業報告書)、キャッシュフロー計算書
  - カ 法人の経歴書・事業経歴・概要(※従業員数の分かるもの)

キ 役員の構成名簿（社会福祉法人の場合は評議員も含む。）

ク 法人代表者の履歴または経歴がわかるもの

（応募書類Ⅱ）

- （１） 会社概要（様式２）
- （２） 受託実績（様式３）
- （３） 予定担当者の経歴等（様式４）
- （４） 提案書（※）
- （５） 令和７年度～９年度の見積金額および積算内訳書
- （６） 安全管理体制確認書（様式５）

（※）提案書は、以下のア～エの事項を必ず明記すること。

ア 組織体制

（ア） 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組

（イ） 法令等の順守に対する団体の取組

イ 実施体制

（ア） 委託目的を踏まえた事業運営の基本的な考え方

（イ） 業務執行体制、要員配置やスケジュールの妥当性

（ウ） 主任担当者の知識、経験、実績

（エ） その他効率的な事業運営に係る提案

（オ） 接遇に関する取組

（カ） 苦情解決体制

（キ） 安全管理体制についての取組

※特に個人情報について、データの誤入力や誤封入・誤発送などを防ぐ方法を具体的に記載すること。（結果通知書の作成・発送、回収者名簿の作成・納品など）

ウ 提案内容

（ア） 調査票の作成・発送業務について

（イ） 調査票の回収業務について

※令和８年度・９年度は、郵送回収に加え、オンライン回答を想定して提案すること。

（ウ） データ作成について

（エ） 結果通知書の作成・発送業務について

（オ） 調査結果の集計・データ分析について

（カ） コールセンター設置について

※調査票の発送直後（10月中旬から下旬頃）および勸奨ハガキの発送直後（11月下旬から12月上旬）は、問い合わせが多いことを考慮して提案すること。

（キ） 関係機関との連携・支援に向けた取組

（ク） 調査票より得られるデータをもとに、今後の区の事業に活かせる調査報告書作成に

#### ついでにの提案

- (ケ) 調査票および結果通知書の見本
- エ 地域への貢献
  - (ア) 区民雇用の促進
  - (イ) 物品の区内業者からの調達

#### 4-6 一次審査

応募事業者が多数の場合は、提出書類に基づき一次審査を行い、二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を実施する事業者を選定する。

#### 4-7 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査を通過した者について、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は、原則5名以内とし、本業務を受注したときに主な担当となる者（主任担当者）および実務に従事する担当者とする。詳細は別途通知する。

※プロジェクター（EPSON EB-1776W）およびスクリーンは区が用意をする。パソコン等は事業者が準備すること。

審査結果は令和7年2月中旬頃、書面等により通知する。

#### 4-8 評価項目

評価項目は、「事業者選定評価項目および評価基準」（別紙5）のとおり。

### 5 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。
- (2) 災害、感染症等、その他事業継続が困難など不測な事態が生じた場合は、事業の変更等について区と協議する。
- (3) 受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

### 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙6）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄処分とする。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (9) 本件は、当該事業を含む、令和7年度予算案が可決しない場合には、区は契約を締結しない、または解除することができる。なおこれに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

## 8 問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係 鈴木・高木  
郵便176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階  
電話 03 (5984) 4582  
FAX 03 (5984) 1214  
電子メール KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp